

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定しました。

平成27年2月6日

奈良県収用委員会会長 池田辰夫

1 起業者の名称

奈良県

2 事業の種類

一般国道369号改築工事（奈良県宇陀市榛原赤瀬地内）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 奈良県宇陀市榛原赤瀬

地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	使用しようとする土地の面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測		
1102番 1	山林	山林	16,562	16,561.07	8,029.41	なし
1102番 4	山林	山林	3,616	3,624.82	62.57	なし

4 土地所有者の氏名

奈良県宇陀市榛原赤瀬1102番1に係る土地所有者の氏名

西浦博

荒倉つや子

山代はる子

西嶺紀代和

小林キミ子

田中文子

松室明代

隱地幸則
隱地延幸
田中アサノ
豊田弘子
田中光子
田中栄二
田中ミキ
田中久雄
東日佐子
向井伸子
東美里
東美帆香
尾崎愛子
東文三
福井道子
出口政子
上林和子
上林正
東そのみ
田中延栄
岸本安美
田中義久
上谷道子
和田愛子
吉川由美子
川村真
川村崇
神島義明
平林周子
福田恵美子

森田幸子

松塚裕亮

西窪あい子

南幸子

西窪仁

西窪真美

西窪静香

藤本菊夫

田中正昭

出口伊佐子

奥村照代

出口佳則

出口洋一

不明。ただし、吉住好美又は増田嘉久、吉岡初代、福田安民及び中西美代子

藤本昌宏

増田順作

田中常造

中西敏雄

新子善朗

小林隆男

中西富雄

高村勝美

吉岡敏明

大西昌行

家本晴夫

田中友弘

中井教雄

上谷元和

西浦靖明

奈良県宇陀市榛原赤瀬 1 1 0 2 番 4 に係る土地所有者の氏名

西浦博

荒倉つや子

山代はる子

西嶺紀代和

小林キミ子

田中文子

松室明代

隠地幸則

隠地延幸

田中アサノ

豊田弘子

田中光子

田中栄二

田中ミキ

田中久雄

東日佐子

向井伸子

東美里

東美帆香

尾崎愛子

東文三

福井道子

出口政子

上林和子

上林正

東そのみ

田中延栄

岸本安美

田中義久

上谷道子
和田愛子
吉川由美子
川村真
川村崇
神島義明
平林周子
福田恵美子
森田幸子
西窪あい子
南幸子
西窪仁
西窪真美
西窪静香
松塚幾善
藤本菊夫
田中正昭
出口伊佐子
奥村照代
出口佳則
出口洋一
不明。ただし、吉住好美又は増田嘉久、吉岡初代、福田安民及び中西美代子
藤本昌宏
増田順作
田中常造
中西敏雄
新子善朗
小林隆男
中西富雄

高村勝美

吉岡敏明

大西昌行

家本晴夫

田中友弘

中井教雄

上谷元和

西浦靖明

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成27年1月30日